

農業委員会名簿

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	会 長	日 永 熙	
出席	副 会 長 (職務代理者)	加 藤 武 男	
出席	副 会 長	三 輪 義 治	
出席	副 会 長	山 田 岩 夫	
出席	委 員	前 野 晃	
出席	委 員	川 口 高 志	
出席	委 員	水 谷 敏 信	
出席	委 員	渥 美 誠	
出席	委 員	水 谷 怜	
出席	委 員	戸 谷 静 治	
出席	委 員	毎 田 勝 敏	
出席	委 員	杉 村 義 仁	
出席	委 員	佐 藤 信 之	
出席	委 員	水 谷 隆	
出席	委 員	川 村 勝 美	
出席	委 員	近 藤 豊	
出席	委 員	中 野 俊 郎	
欠席	委 員	飯 田 喜美子	

出欠席	役 職	氏 名	備 考
出席	委 員	伊 藤 定 廣	
出席	委 員	青 木 茂	
出席	委 員	吉 川 広	
出席	委 員	高 木 俊 彦	
出席	委 員	堀 田 秀 志	
出席	委 員	服 部 一 美	
出席	委 員	福 田 和 雄	
出席	委 員	石 原 温	
出席	委 員	山 岡 幹 雄	
出席	委 員	堀 田 喜代春	
欠席	委 員	橋 本 三 博	
出席	委 員	大 野 泰 弘	
出席	委 員	加 藤 和 子	
出席	委 員	鈴 木 義 英	
出席	委 員	芳 川 照 明	
出席	委 員	飯 田 英 雄	
欠席	委 員	濱 田 恒 雄	
出席	委 員	松 永 富士男	
出席	委 員	山 田 宗 一	

事務局出席者

氏 名	氏 名
経済課長（事務局長）	飯 谷 幸 良
課長補佐（事務担当）	渡 辺 弘 康
主 事（事務担当）	生 田 一

発言者	内 容
	<p>1．開催日時 平成25年4月19日（金） 午前9時00分から午前9時36分</p> <p>2．開催場所 立田庁舎 3階 第一会議室</p> <p>3．出席委員（34人）別紙のとおり</p> <p>4．欠席委員（ 3人）別紙のとおり</p> <p>5．議事日程</p> <p>日程第 1 議事録署名委員の指名</p> <p>日程第 2 議案第 1号 農地法第3条の規定による許可申請</p> <p>日程第 3 議案第 2号 農地法第5条の規定による許可申請</p> <p>日程第 4 決定第 1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について</p> <p>日程第 5 専 決 報 告 農地法第3条の3第1項の規定による届出</p> <p>日程第 6 専 決 報 告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願</p> <p>日程第 7 専 決 報 告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出</p> <p>日程第 8 専 決 報 告 現況証明願</p> <p>日程第 9 報 告 農地法第4条関係取消願</p> <p>日程第10 報 告 農地法第18条第6項の規定による通知</p> <p>日程第11 そ の 他</p> <p>6．農業委員会事務局職員（ 3人）別紙のとおり</p> <p>7．本委員会の書記は、課長補佐 渡辺弘康 である。</p> <p>8．会議の概要</p> <p>開会（午前9時00分）</p> <p>定刻となりましたので、平成25年4月農業委員会定例会を始めさせていただきます。議事の進行は、愛西市農業委員会総会規則第5条により日永会長さんをお願いします。</p> <p>会長さん宜しく申し上げます。</p> <p>《会長あいさつ》</p>
事務局長	
会長	

それでは、本日の出席者数は（37名中34名）で、定足数に達しておりますので、只今より4月定例農業委員会を開会します。

審議に入ります前に、日程第1、本日の議事録署名者を私より指名致します。ご異議ありませんか。

《異議なしの声》

それでは、

議席番号 7番 毎田勝敏 委員

議席番号 8番 杉村義仁 委員

を指名しますので宜しくお願いします。

それでは只今より、議事日程に基づき議案審議に入らせていただきます。

議案第 1号	農地法第3条の規定による許可申請	11件
議案第 2号	農地法第5条の規定による許可申請	4件
決定第 1号	農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定 による当委員会の決定について	53件
専決報告	農地法第3条の3第1項の規定による届出	6件
専決報告	農地法第4条第1項第8号の規定による確認願	2件
専決報告	農地法第5条第1項第6号の規定による届出	2件
専決報告	現況証明願	4件
報告	農地法第4条関係取消願	1件
報告	農地法第18条第6項の規定による通知	5件

それでは、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請 について審議をお願いします、
では、事務局より説明をお願いします。

事務局

《事務局説明》(1番から3番、譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

(4番、譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読)買受適格平成25年2月案件でございます。尚、申請の内容が買受適格時と同様でございましたので平成25年3月14日付けで許可処理を行っております。

(5番から11番、譲渡人住所氏名・譲受人住所氏名・申請地の所在・地目・面積、権利の内容、申請理由を朗読及び詳細説明)

以上、11件につきまして、農地法第3条第2項各号に該当しない為、許可要件を全て満たしていると思われまます。以上でございます。

<p>会長</p>	<p>只今、議案第 1 号について、事務局より説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、議案第 1 号 農地法第 3 条の規定による許可申請 1 1 件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成ですので許可することに決定します。</p> <p>続きまして、議案第 2 号 農地法第 5 条の規定による許可申請 4 件について事務局より説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>(1 番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在は、賃貸住宅にて家族 3 人で居住していますが、手狭な事により、父所有地に分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(2 番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 現在は、家族 3 人にて賃貸住宅に居住していますが、手狭な事により、祖父所有地に分家住宅を建築する計画でございます。</p> <p>(3 番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 申請地南側に住宅を建築する計画ですが、申請地は、道路が一方しかなく、洗濯物が見えることから、申請地を買受け、物干し場及び自転車駐輪場として一体利用する計画です。尚、この申請地につきましては、平成 2 4 年 5 月案件にて今回の渡人の が分家住宅敷地と一体利用する計画にて許可を取得しましたが、後ほど 4 条取消願にて報告させていただきますが、資金繰りができない為、計画を断念したことによる申請です。</p> <p>(4 番、申請者住所氏名・申請地の所在・地目・面積、申請内容・申請理由を朗読) 地元神社に隣接する申請地を参拝時の駐車場として利用する計画でございます。</p> <p>以上 4 件につきましては農地法第 5 条第 2 項各号に該当しないため許可要件を満たしていると思われます。 以上でございます。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より議案第 2 号について説明させていただきました、何かご質問・ご意見ございますか。</p>
<p>6 番委員</p>	<p>申請理由に譲受と買受とあるのですがどのような使い分けですか。</p>
<p>事務局</p>	<p>譲受というのは譲渡、今回の案件については無償で譲るということです。</p>

<p>会長</p>	<p>他に宜しいでしょうか。 (発言なし)</p> <p>宜しいでしょうか。</p> <p>それでは議案第2号 農地法第5条の規定による許可申請4件について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。全員賛成と言う事で、県へ進達することに決定いたします。</p> <p>続きまして、決定第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定についての説明をお願いします。</p>
<p>事務局</p>	<p>《事務局説明》</p> <p>5ページから8ページまでの案件です。決定第1号については件数も多い為、集計概要を報告し説明とさせていただきます。議案番号1番から53番、全体筆数は171筆、面積は156,750㎡でございます。円滑化団体を通して利用権設定された筆数は64筆、53,664㎡でございます。最終的な受人については さん他20名。全員で21名、合計107筆、103,086㎡となっています。内容につきましては、作物は水稲、普通畑でございます。新規118件、再設定53件。契約期間は3年5年6年10年。権利内容は全て賃借権でございます。以上、集計概要を報告し、説明とさせていただきます。</p> <p>尚、この事案につきましては農業経営基盤法第18条第3項の各要件を全て満たしていると思われまます。 以上です。</p>
<p>会長</p>	<p>只今、事務局より決定第1号について 簡略した内容ではございますが、説明をさせていただきます、何かご質問ございますか。</p> <p>(発言なし) 宜しいでしょうか。</p> <p>それでは、決定第1号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による当委員会の決定について、賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手) 有り難うございました。 全員賛成ですので市へ答申する事に決定させていただきます。</p> <p>続きまして、専決報告4件・報告2件について事務局より一括で説明をお願い</p>

事務局

します。

《事務局説明》

(専決報告 農地法第3条の3第1項の規定による届出 1番から6番の申請者住所氏名、申請地・地目・面積、申請内容・権利・取得事由、斡旋希望の有無、を朗読説明)以上6件の届出がございました。

(専決報告 農地法第4条第1項第8号の規定による確認願 1番から2番の願出者の住所氏名・土地の所在、地目、面積・土地の利用状況・処理日を朗読説明)以上2件の利用状況を確認し、確認処理を行いました。

(専決報告 農地法第5条第1項第6号の規定による届出 1番から2番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・目的・申請理由・受理通知交付年月日を朗読説明)以上2件の届出を受理させていただきました。

(専決報告 現況証明願 1番から4番の願出者住所氏名・土地の所在、地目、面積・事由・備考を朗読説明)以上4件の現地を確認し、証明させていただきました。1番につきましては、5,660㎡という大きな面積の証明でございますので、追加説明をさせていただきます。

この土地は、勝幡店の店舗敷地として利用されていた土地でございます。都市計画決定時 昭和45年11月24日から昭和60年7月7日まで市街化区域とされており、いわゆる逆線引により昭和60年7月8日からは、市街化調整区域となっている区域に位置している土地です。

台帳地目「田」にどうして、店舗が建っているかについて調査したところ、昭和58年6月に5-1-3の届出、現在は5-1-6の届出でございますが、いわゆる市街化の届出が、当時の佐織町農業委員会に出ていることを受付表にて確認しました。調査した内容は、申請地：駒捨場1292・1293外7筆、地目：田・面積6,000㎡、事由：ショッピングセンター建築との事でございます。

本来、届出が受理され、建築物が建てられた後、地目変更登記が行われていれば、今回の願出は無かったと思われませんが、地目変更がされず登記地目は「田」のままであるため、いざ建て替え等を行う場合、建築確認に農地法の許可及び届出の場合「受理証明」が必要となります。当初の「受理証明」を添付して手続きを行えばよいのですが、当初の「受理証明」は紛失との事で、当委員会に「再発行」出来ないかとの問い合わせがありました。しかし、当時の申請書の受付表には外7筆と記入されており「地番が特定できない為」受理書の再発行は出来ませんと申し上げました。それではどのような手続きを行えば良いかと申し上げますと、先程も申し上げましたが「現在は市街化調整区域」でありますので、通常の5条申請などの農地法の許可申請をしていただく事となりますが、建物が建築後20年を経過しておりますので、今回、現況証明願といった手続きとなりました。ご理解をいただければと思います。

尚、現況証明には面積用件はございません。

	<p>(報告 農地法第4条関係取消願 1番の届出人住所氏名・申請地の地目、面積、内容、取消事由・備考を朗読説明) 5条の3番に関する取消でございます。一つの土地に二つの許可は与えることは出来ませんので、5条の申請と同時に取消願いを提出させました。</p> <p>(報告 農地法第18条第6項の規定による通知書 1番から5番の申請者住所氏名・申請地所在、地目、面積・解約申込日、合意成立日、土地引渡日・申請理由を朗読説明) 以上5件の解約通知がございました。</p> <p>以上でございます。</p>
会長	<p>只今、専決報告、報告についてご説明させていただきました、これについて何かご質問ございますか。</p>
31番委員	<p>現況証明の1番について、逆線引のあった昭和60年のときに対象土地も含まれたということは、建物はまだ建っていなかったですね。建っているところまで調整区域に戻すとは考えられない。そのへんは確認済みですか。</p>
事務局	<p>昭和58年に受付し、その時点で、市街化区域の届出があれば転用可能、店舗として使えることになったのが昭和59年ですので市街化区域の時には建物は建っていました。</p>
会長	<p>他に宜しいでしょうか。</p> <p>(発言なし)</p> <p>それでは、専決報告、報告について賛成の方は挙手をお願いします。</p> <p>(全員挙手)</p> <p>有り難うございました。全員賛成ですので可決承認をさせていただきました。</p> <p>これをもちまして、4月定例農業委員会に付託された案件の審議を終了します。</p> <p>(終了 午前9時30分)</p> <p>続きまして、その他に入らさせていただきます。</p> <p>先月の農地パトロール報告をお願いします。(佐織地区)</p>
山田副会長	<p>(山田岩夫 副会長より報告)</p>
会長	<p>ご苦労様でした。</p>

<p>事務局長</p>	<p>その他、事務局より報告事項があればお願いします。</p> <p>今月の農地パトロール佐屋地区を予定しておりますので、佐屋地区委員の方は、文化会館 ロビーに 4月25日(木)午後1時30分集合をお願いします。(会議室が取れませんでしたので、ロビーとなっています。不便をお掛けしますが宜しくお願いします。)</p> <p>次回、定例農業委員会は5月20日(月)午前9時より立田庁舎 第一会議室にて開催いたします。</p> <p>5月23日に予定をしておりました、立田地区の農地パトロールの日程につきまして、事務局の都合により日程を5月24日(金)に変更をお願いします。大変急な変更で申し訳ございませんが宜しくお願いします。</p> <p>「農業委員会だより」の表彰式があり、編集委員さんの代表として私が表彰状及び記念品を受け取ってまいりました。記念品は「ポット」でございました。皆様に御理解いただければ「立田庁舎にて大切に使用」させていただきますが宜しいでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">< 異議なし ></p> <p>机の上に、緑の羽根を配布させていただきました。現在、愛西市各庁舎及び小学校にて「緑の募金活動」を行っています。宜しければ、お帰りの際、一人100円をお願いできればと思っています。お手持ちが無い方は結構でございます。</p> <p>「利用状況調査」の通知に関しまして報告させていただきます。3月28日に通知を出させて頂きました。延べ197名に送付させて頂き、10名ほどの問い合わせがございました。尚、1件、事務局のミスにより担当委員さんに御迷惑をおかけしましたことにつきまして、大変に申し訳ございませんでした。以後、気を付けさせていただきます。</p>
<p>会長</p>	<p>事務局からは以上でございます。</p>
<p>32番委員</p>	<p>その他、宜しいでしょうか。</p>
<p>事務局</p>	<p>議案第2号4番について自治会で登記できるのですか。</p> <p>地縁団体ということで登記可能です。</p>
<p>会長</p>	<p>宜しいでしょうか。</p>

これをもちまして4月定例農業委員会を閉会いたします。

閉 会（午前9時36分）

上記のとおり会議の経過を記載して、相違ないことを証するため署名する。

平成25年4月19日

会 長 日 永 熙

議事録署名者

議席番号 7番委員 毎 田 勝 敏

議事録署名者

議席番号 8番委員 杉 村 義 仁